

保存期間：10年
(平成39年末)
平成29年3月14日

資料	1
----	---

国税不服審判所の概要等

国税不服審判所の概要等

国税不服審判所とは

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う機関（国税庁の特別の機関）である。

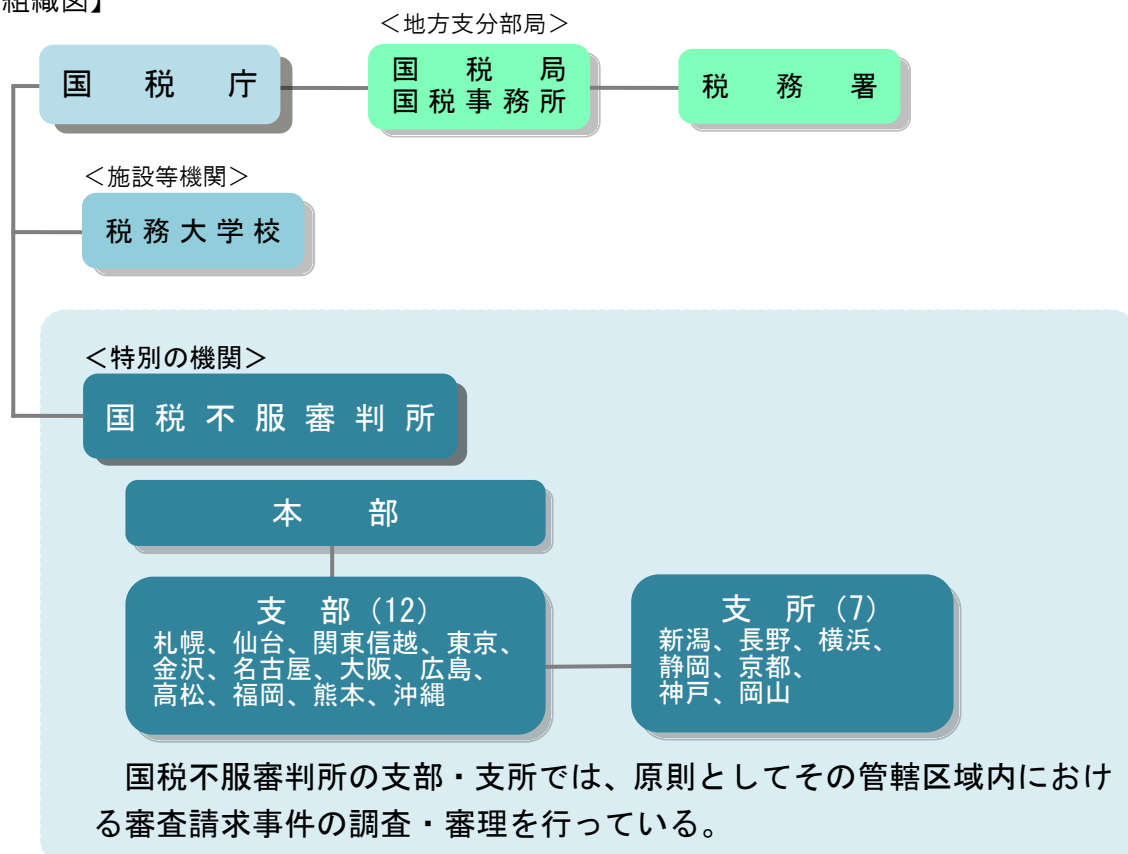
国税不服審判所の役割

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税務署長や国税局長など（「税務署長等」という。）と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。

国税不服審判所の組織

国税不服審判所には、東京（霞が関）にある本部のほか、全国の主要都市に 12 の支部と 7 の支所がある。

【組織図】



国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色がある。

争点主義的運営

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っている。

公正な審理

- ◆ 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等（担当審判官及び参加審判官）で構成する合議体の議決に基づいて行われる。
- ◆ 国税不服審判所長や東京支部、大阪支部の長である首席国税不服審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用している。
また、国税審判官には、弁護士や税理士などの職にあった民間の専門家も任用しており、合議体を構成する国税審判官の半数程度がこうした民間の専門家出身となっている。

裁決は行政部内の最終判断

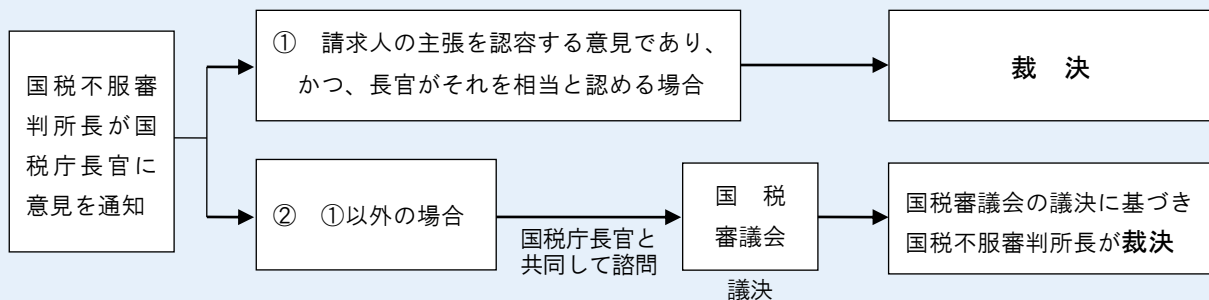
裁決は、行政部内における最終判断となる。したがって、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできない。

また、裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはない。

国税庁長官通達に拘束されない

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができる。

なお、国税庁長官通達に示された法令解釈と異なる解釈により裁決をする場合や、他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合は、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、その後の手続は以下の図のとおりである。



国税不服申立制度の改正

平成26年に、行政不服審査法が、公平性の向上と使いやすさの向上の観点から抜本的に改正され、併せて、国税に関する不服申立制度を定める国税通則法も大幅に改正され、平成28年4月から施行された。

この改正の概要は、次のとおりである。

不服申立前置の見直し

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行えるようになった。

不服申立期間の延長

不服申立てをできる期間が、原則として、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」（改正前は「2か月以内」）に延長された。

口頭意見陳述における質問権

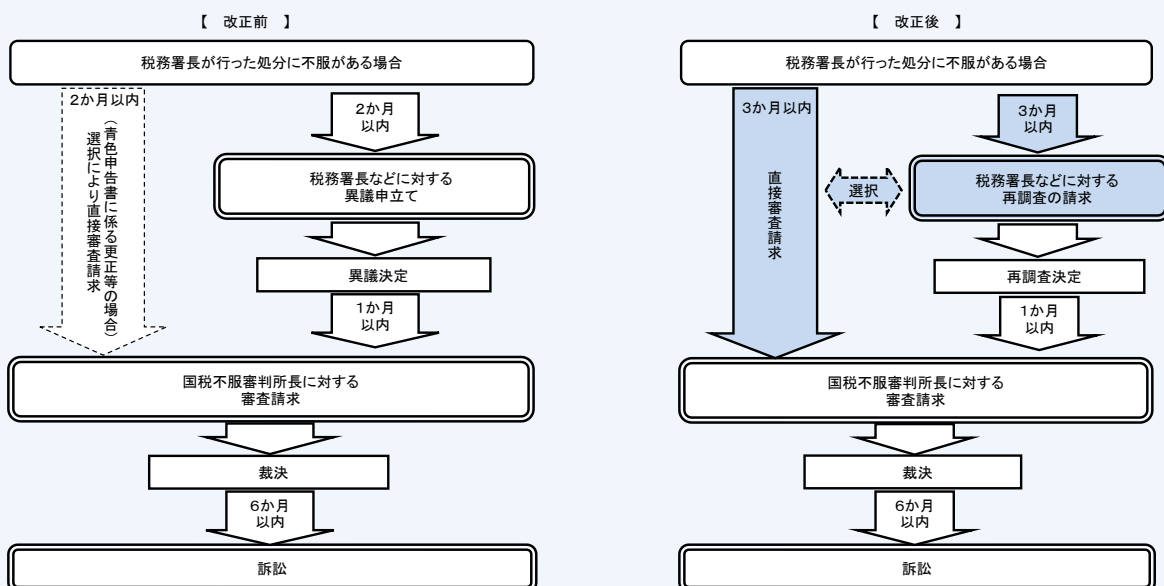
口頭意見陳述に際し、処分を行った税務署長等に質問をすることができるようになった。

証拠書類等の閲覧・写しの交付

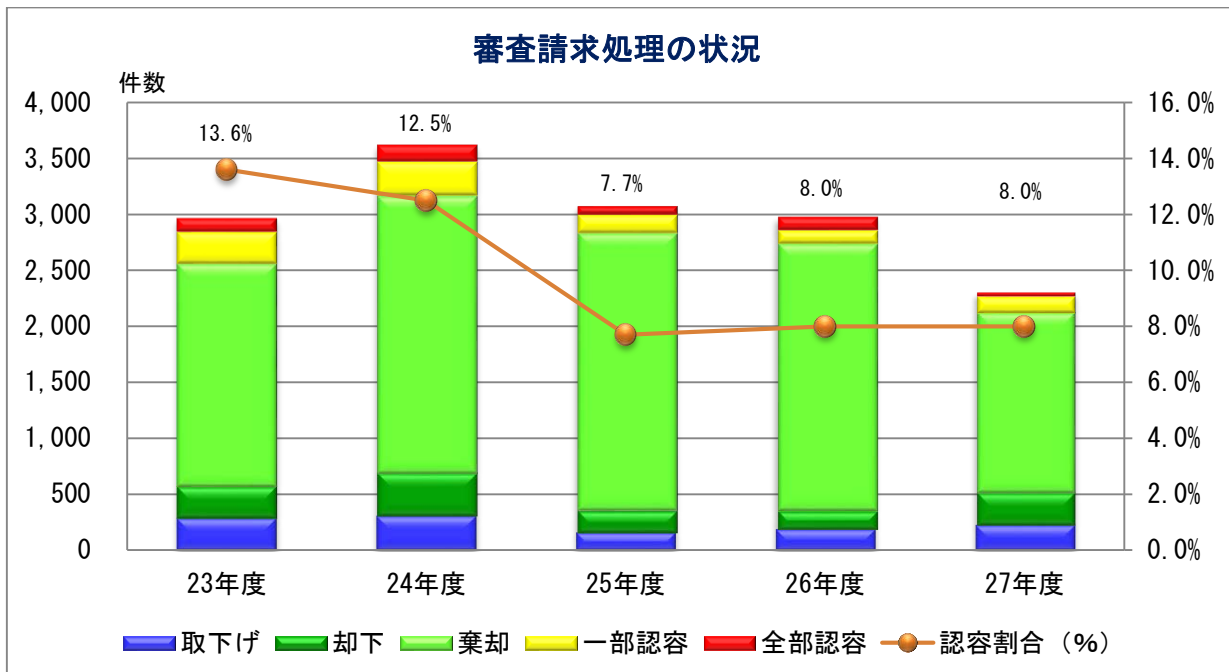
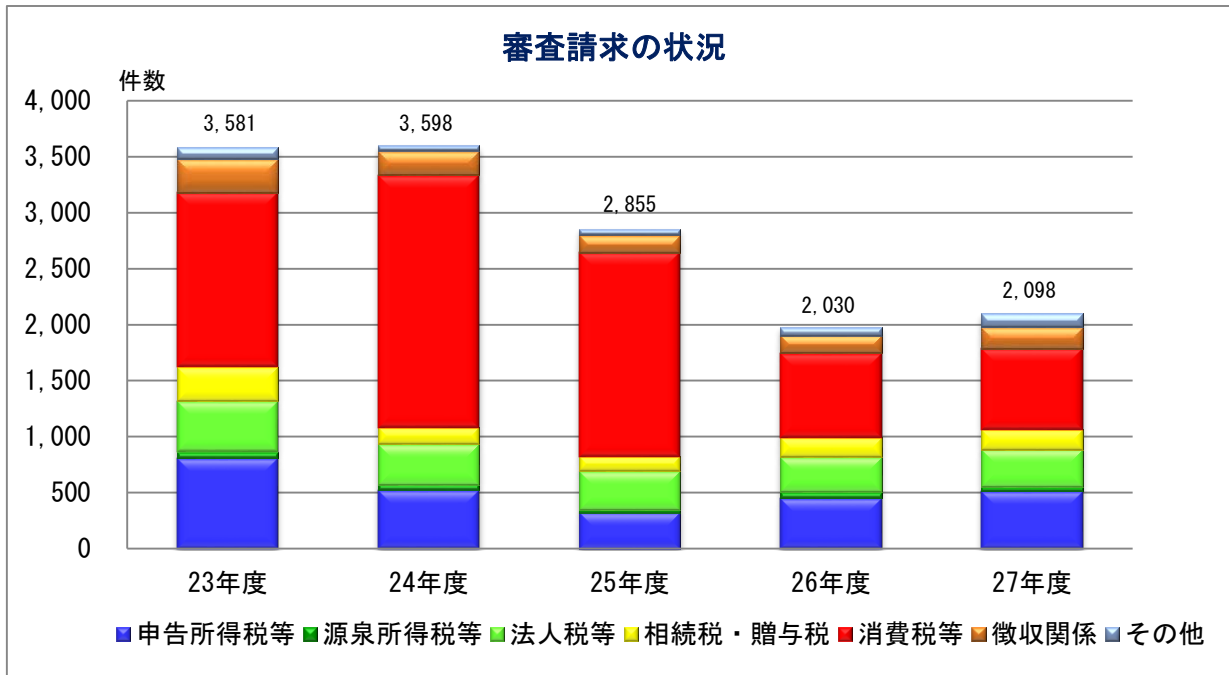
審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長等）は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等について、閲覧及び写しの交付を請求できるようになった。

その他

標準審理期間を定めるよう努める旨の規定や、審理手続を計画的に遂行するための規定などが新たに整備された。



審査請求及び処理の状況



- 一部認容とは処分の一部取消し、全部認容とは処分の全部取消しが行われたものの件数である。

注意事項

- 審査請求及び処理の状況には、国税通則法に基づくものの他に行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。
- 詳細な情報は国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）参照。

実績の評価の目標

国税不服審判所は、事件処理においては、争点主義的運営に基づいて、審査請求人と原処分庁の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行っている。

このため、審査請求人に早期に審理の手続を説明し、審査請求人と原処分庁の双方へ「争点の確認表」の交付を実施するなど、審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、事件処理の迅速性の面から全処理件数のうち1年以内に処理した件数の割合を一つの目安とし、審査請求事件を適正・迅速に処理する。

【「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位：%)

会計年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
処理件数割合	96.2	96.2	92.2	92.4	95

(出典：平成28事務年度 国税庁実績評価実施計画)

国税審判官への民間専門家の登用

国税不服審判所では、審理の中立性・公正性を向上させる観点から、平成19年より、弁護士、税理士、公認会計士などの民間専門家を国税審判官として登用している。

なお、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（平成28年7月10日現在）は49名（弁護士25名、税理士15名、公認会計士9名）であり、事件を担当する国税審判官の半数程度を占めている。

【民間専門家の採用状況】 (単位：人)

採用年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
応募者数	39	17	17	51	93	101	76	74	95	96
採用者数	4	1	3	13	15	16	17	14	13	17
新規採用後の在籍者数	4	5	8	18	31	44	50	50	50	49

国税不服審判所ホームページの紹介

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）では、次の情報などを提供している。

国税不服審判所
National Tax Tribunal

サイト内検索 [] 検索 送信の仕方 A 文字拡大・縮小上げ

利用案内 サイトマップ 関連リンク

ホーム 国税不服審判所の概要等 不服申立制度等 公表裁決事例等の紹介 その他の情報 お知らせ

国税不服審判所は、納税者の正当な権利を守る機関です。国税の趣分に不服があるときは、国税不服審判所へ

不服申立制度の改正の概要

国税不服審判所の概要等

- ・ 審判所の概要
- ・ 審査請求の状況
- ・ 審議の採否
- ・ パンフレット等

不服申立制度等

▼ 不服申立手続等

- ・ 提出書類一覧
- ・ 提出先一覧
- ・ Q&Aコーナー

公表裁決事例等

- ・ 公表裁決事例集等の紹介
- ・ 公表裁決事例
- ・ 公表裁決事例要旨
- ・ 裁決要旨の検索

その他の情報

- ・ 経緯情報
- ・ 情報公開
- ・ 個人情報保護

お知らせ

印刷用紙

トピックス

平成28年12月15日	平成28年4月から6月分までの裁決事例の追加等
平成28年11月9日	「平成27年度 国税庁業績評価書（抜粋）」の掲載について
平成28年11月9日	パンフレット等の最新版の掲載について
平成28年10月17日	平成28年税本勘定に係る異状に関する審査請求の期限延長措置の終了について
平成28年9月28日	平成28年1月から3月分までの裁決事例の追加等
平成28年9月20日	「国税審判官（特任幹事職員）の募集について」（平成28年7月採用予定者の募集は終了しました。）
平成28年7月15日	「国税審判官（特任幹事職員）の採用について」（平成28年7月）
平成28年7月11日	現職の国税審判官からのメッセージ
平成28年7月9日	「平成28年度 国税庁業績評価基本計画（抜粋）」の掲載について
平成28年6月22日	平成27年10月から12月分までの裁決事例の追加等
平成28年6月20日	平成27年度における審査請求の概要

（平成 29 年 1 月 23 日現在）

提出書類一覧

審査請求書など主な提出書類の用紙がダウンロード可能

Q & A コーナー

審査請求に関してよくある質問を Q & A 形式で掲載

公表裁決事例

平成 4 年以降に公表した裁決事例の全文を紹介

裁決要旨の検索

キーワードや争点で裁決要旨を検索・閲覧できるシステムを提供